

# 資料 1

「通報や保護命令について」

(大阪府女性相談  
センター資料)



# 通報や保護命令について

---

令和3年10月22日(金) 第4回配偶者暴力防止法見直しWG

大阪府女性相談センター 所長 浅野 恭子

# 大阪府内のDVC設置状況について

---

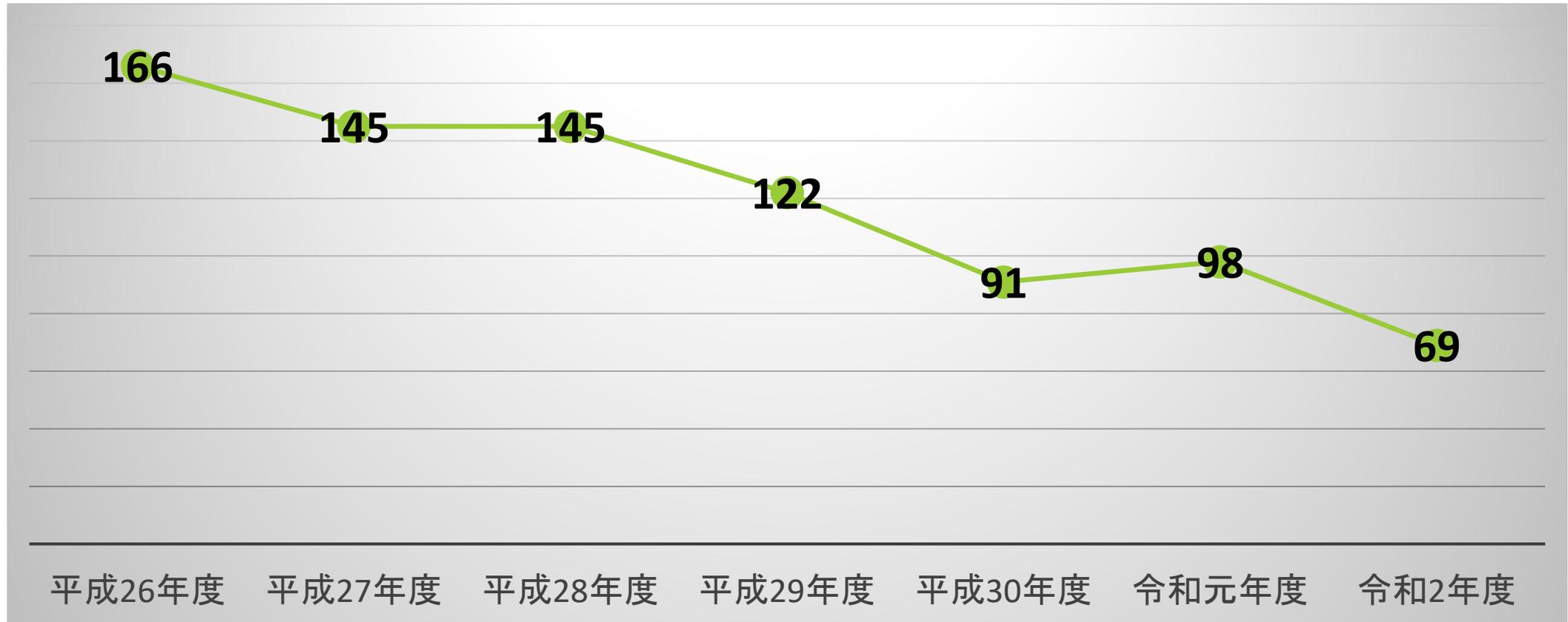
## 【大阪府】

- ・大阪府女性相談センター
- ・大阪府子ども家庭センター（府内6か所）

## 【市町村】（6か所）

※年に1回、地方裁判所、警察本部、DVCによる関係三機関打ち合わせ会を行い、保護命令に関する情報交換等を行っている。

# 大阪府女性相談センター(婦人相談所)における保護命令申し立て支援状況



# 通報について

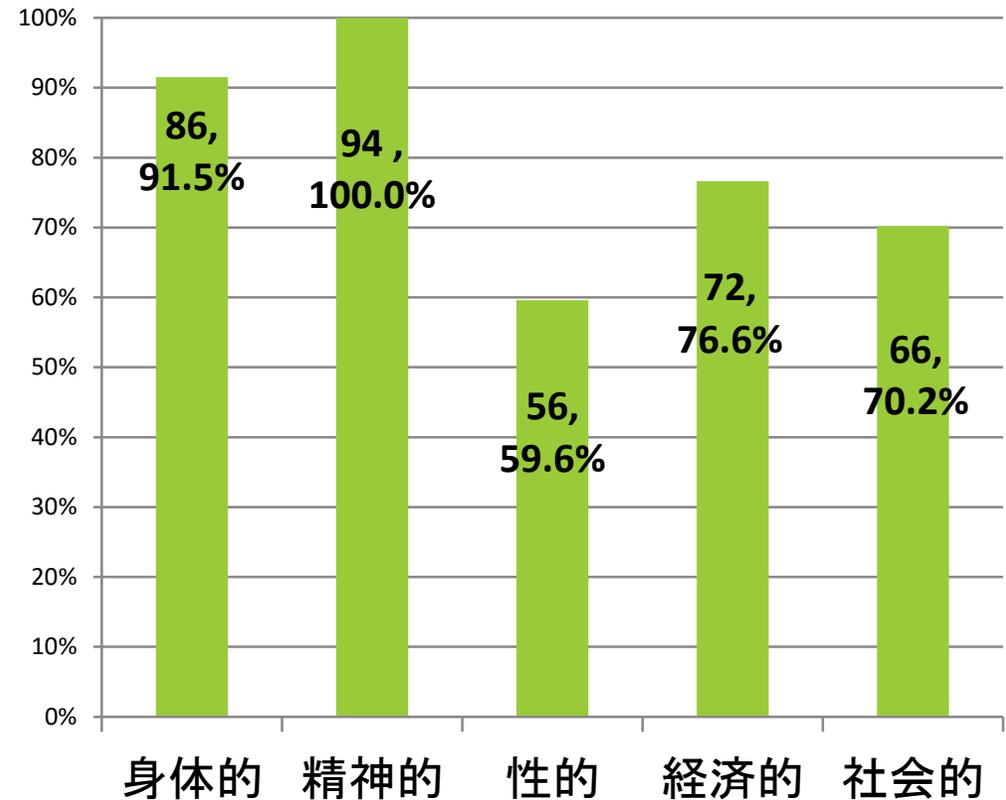
---

- ・DVCには、調査権もなく、またその人員体制もないため、通報の対象となる暴力の形態の拡大があったとしても、「ご本人に相談を促してください」という従来通りの対応となる。
- ・通報が義務化された場合、DVCに通報された暴力の内容が、犯罪をうかがわせるものである場合、警察への通報を促すことになるだろう。

# DV被害が被害者とその子どもに与える影響と支援ニーズに関する調査(平成24年度)

大阪府女性相談センターで、DV防止法に基づく一時保護(委託)になった被害者94名からの聞き取り調査の結果。

暴力内容	人数(名)
身・精・性・経・社	4 4
身・精・ . . . 経・社	1 1
. . 精・性・経・社	1
身・精・性 . . . . 社	5
身・精・性 . . . . .	3
身・精 . . . . . 社	3
身・精 . . . . 経 . . . .	6
. . 精 . . . . 経・社	2
身・精・性 . . . . .	2
. . 精・性・経 . . . . .	1
身・精 . . . . .	1 2
. . 精 . . . . 経 . . . .	4
<b>計</b>	<b>9 4</b>



# 保護命令の申し立てが可能となる被害者の範囲の拡大について 精神的暴力被害がメインの場合

□女性相談センターの調査結果より、一時保護されたDV被害者はみな、複数の種類の暴力を受けているが、精神的暴力は、すべてのDV被害者が受けていた。また、身体的暴力がなくても避難している方が8.5%。

□精神的暴力の被害がメインの方については、現在は保護命令の発令は困難である。

□ただ、深刻な精神的暴力は、被害者のダメージが甚大。言葉での支配・コントロールによって、人間としての尊厳自体が損なわれている状況がみられる。(児童虐待の研究では、慢性・反復的な言葉の暴力が、他の種別の虐待と比較しても、子どもの脳への影響が最も深刻だと言われており、言葉の暴力が人に与える影響は甚大)

・罵る、侮辱する、恥をかかせる、(身体的暴力をふるうなどと)脅す、といった項目に該当する言葉や身振りが、どのくらいの頻度で、どのくらいの期間にわたって被害者に対してなされてきたか。

・相手方と出会う前と、継続的に精神的暴力を受けた後とで、行動面や対人面、社会適応面、健康面がどう変わったか。

・トラウマに関連する症状(PTSDやうつ、不安症状、心身症等)の有無、受診・診断・服薬状況。

などを把握して、これ以上相手方といることが、申立者の安全・安心や(自傷・自死に至るリスクという意味で)存在そのものを脅かす可能性が極めて高い、というような書きぶりで申し立てはできないだろうか。

# 保護命令の申し立てが可能となる被害者の範囲の拡大について 性的暴力被害がメインの場合

□パートナーと同居していたり、交際・婚姻関係にある場合に、同意の上の性行為か、性的暴力かといった判断は難しい場合があるかもしれない。(相手の暴力を恐れて)言いなりになって応じている場合と、主体的に同意して行っている場合の区別が、客観的にわかりにくい。

□本人の訴えとともに、以下のような点を聞き取ることは可能。

- ・避妊への非協力(女性側のみがモーニングアフターピルの服用を続けている、コンドーム使用の拒否、望まない妊娠・出産もしくは墮胎の反復 等)の状況。
- ・性交渉を嫌がった、もしくは相手の望むような性行為を嫌がった際の相手方の言動(身体的暴力、威嚇、暴言、不機嫌 等)の実際。
- ・拒否を示したにもかかわらず、性行為をされる、写真や動画撮影されるといった辱める行為をされる、他の人とのセックスを見せるよう、見るよう促される、といった強制的な性的行為の有無。

□拒否を示した途端に、相手方の態度が豹変し、身体的暴力をふるったり、ふるうと脅したり、精神的暴力に該当するような言語的暴力がある場合には、一連の性行為が、相互同意で行われているものではないことの一つの証にならないか。

# 保護命令の申し立てが可能となる被害者の範囲の拡大について 範囲の拡大による懸念

---

□保護命令の対象となり、加害者から守られる被害者が増えると考えられる。

一方で・・・

□DVCにおける申し立て支援の業務が複雑化、かつ、キャパオーバーになる懸念も。

- ・支援者の二次受傷が深刻化するリスク(規模の小さなDVCでは相談相手がいないことも)
- ・聞き取りを丁寧に行う必要があり、現在の人員体制で対応しきれるかどうか
- ・双方から申し立て支援を求められることが増える可能性も(相談員が少ない場合、双方の支援を一人の相談員がすることになり、立ち位置に苦しむ可能性も)

# 通報や保護命令のあり方について

## 保護命令と被害者の生活について

---

- 一時保護され、保護命令申し立てを行い、発令されるまでの間に、本人の財産を、相手方や他の同居人等が勝手に処分してしまうことがある。
- 本人名義の住居に、加害者が居座り、家賃や光熱費等の支払い義務が、一時保護中も被害者に課せられてしまうことがある。
- 本人名義の住居であるのに、逃げなければならず、避難先から売却の手続きまでしなければならないこともある。
  - ⇒被害者が希望する場合で、本人名義の住居の際は、加害者の退去を原則とできないか。
  - ⇒自分と子どもの生活環境を変えずに、保護命令申し立てにより、加害者を遠ざけたいという被害者もいる。加害者の退去と接近禁止命令で、被害者と子どもの生活が維持できるようにはできないものか… 【被害者の選択肢が増えるといいのではないか】

# 通報や保護命令のあり方について 期間の延長

---

□保護命令の再度申し立てについては、発令が難しい場合が多いことから、離婚協議中・調停中は延長できるなど、事情を申請することにより、半年よりも延長できる制度があるといいのではないか。

# 通報や保護命令のあり方について 子どもに関する事項

---

□保護命令による子どもへの接近禁止命令と、家裁の離婚調停による子どもとの面会交流の整合性がとれないことがある。

・面会交流時に、加害者が子どもから小学校名を聞き出し、加害者が避難先までやってきて、

再度保護命令を申し立てて転居せざるを得なくなった。

□子どもは、DV被害者の同伴児であり、子どもを介して、被害者が、加害者に会わざるを得なくなるリスクから、子どもへの接近禁止命令が副次的に発令されることになっている。

しかし、子どもも、DVに晒された「被害者」であり、特に、子ども自身もDV加害者から虐待を受けた経過がある場合は、DV被害の親と共に、加害者から保護される対象とできないだろうか。(例:面会交流を拒める)

# 通報や保護命令のあり方について SNSおよびGPS

---

□一時保護後も、SNSやGPSを駆使して、被害者の居場所を割り出そうとする加害者がいるため、保護命令発令の際に、あるいは、発令前であっても、そうしたことも禁止項目に含めていただき、違反があった場合に処罰の対象とできるようにすることが望ましい。

# 通報や保護命令のあり方について 罰則の加重

---

□罰則を加重すると、発令要件がより厳しくなるのではないかと懸念する。

□罰則を重くすることで、逆恨みタイプの加害者からの報復リスクが、より大きくなる可能性を被害者が懸念する場合もあるだろう。

□被害者の多くは、罰則を重くすることよりも、加害者が変わってくれることを望む。加害者から「逃げる」だけでは、いつまでも不安や恐怖心が払しょくできないのも事実。

⇒ 刑罰を重くするよりも、裁判所命令による加害者プログラム等により、加害者が考え方や行動をかえられるような試みができないものか。

# さいごに

---

□DVCが支援している方は、自ら援助を求めることができた方である。

□婦人相談所が一時保護しているDV被害者は、相手方に相当の恐怖を感じている方も多く、また、逃げざるを得ない状況に追い込まれていることが多い。

□地域で生活しながら、保護命令を申し立てる人の場合は、生活の場を変えずに、加害者を遠ざけたいと考えている被害者もいる。

□DV被害者といっても多様であるので、相手方の状況、被害者の受けているダメージの大きさ、必要としている支援等に応じて、「これしかない」ではなく、選べるようになっていくといいのではないだろうか。

□保護命令申し立て支援は、支援者にとっても、精神的負荷の高い作業であるため、制度の拡充と合わせて、DVCの体制の充実、支援者の精神的サポートなどを図っていく必要がある。